

臼杵市移住・定住サポーター設置要綱

平成28年5月1日臼協推第0501001号

(目的)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進を図り、移住・定住人口の増加及び活力ある地域づくりを推進するため、市外から本市に移住及び定住を希望する者（以下「移住希望者」という。）の受入体制の整備及び強化並びに移住希望者及び本市に移住した者（以下「移住者」という。）に寄り添ったサポートの実現を目的として、臼杵市移住・定住サポーター（以下「サポーター」という。）を設置することに関し、必要な事項を定める。

(活動内容等)

第2条 サポーターの活動は、移住・定住人口の増加による地域活性化に貢献する活動であって、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市外からの移住・定住を促進するために必要な情報を、移住希望者に発信すること。
- (2) 移住・定住施策の推進に当たって必要な情報を、市に提供すること。
- (3) 移住希望者及び移住者の相談事項に対して、協力、助言等を行うこと。
- (4) 移住者の交流を促進するためのイベント等を開催すること。
- (5) 市が開催する移住希望者又は移住者を対象にしたイベント等に協力すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な活動を実施すること。

2 サポーターは、自主的な判断により活動する内容を選択し、移住・定住に係る活動を実施するものとする。必要に応じて、市と協議をするものとする。

(費用)

第3条 サポーターの活動に対する費用等は、市が予算の範囲内でサポーターに支払うものとする。

(登録)

第4条 サポーターは、第1条の目的に賛同し、第2条に規定する活動への参加の意思を表示した者のうちから市長が認定する者をもって充てる。ただし、次に掲げる者を除くものとする。

- (1) 臼杵市暴力団排除条例（平成23年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者
- (2) 前号のほか市長がサポーターとして適当でないと認める者

2 サポーターへの登録を希望する者は、市長に臼杵市移住・定住サポーター登録申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申し込みのあった者のうちからサポーターを認定するものとする。この場合において、市長は、サポーターとして認定したときは、

当該サポーターに臼杵市移住・定住サポーター登録証（様式第2号）により通知するものとする。

4 サポーターは、サポーターをやめようとする場合は、市長に届け出なければならない。

（事務局）

第5条 サポーターの活動に対する支援及び庶務を行うため、総務部協働まちづくり推進課に事務局を設置する。

（守秘義務）

第6条 サポーターは、この要綱に基づく活動において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）白杵市長

住所
氏名

印

白杵市移住・定住サポーター登録申込書

白杵市移住・定住サポーター設置要綱第4条第2項の規定に基づき、白杵市移住・定住サポーターに登録したいので、申し込みます。

| | |
|--------------------------|-----------|
| ふりがな 氏 名 | |
| 生年月日 | 年 月 日（ 歳） |
| 職 業 | |
| 住 所 | 〒 |
| 電話番号 | （自宅） |
| | （携帯） |
| E-Mail | （PC） |
| | （携帯） |
| SNS等の アカウント | |
| 移住・定住 サポーター としての決意 | |
| 備 考 | |

様式第2号（第4条関係）

登録第 号

臼杵市移住・定住サポーター登録証

臼杵市移住・定住サポーター設置要綱第4条第3項の規定により、下記のとおり臼杵市移住・定住サポーターとして登録したことを証します。

年 月 日

住 所
氏 名 様

臼杵市長 印